

第 2 章

中国における障害者のアクセシビリティ法制

小林昌之

要約：

本章では、中国において、障害者権利条約が要求する、施設およびサービスへのアクセス、表現および意見の自由ならびに情報へのアクセスを保障するための法制度がどのように構築され、課題を抱えているのか明らかにすることを目的とする。ここでは中間報告として、まず障害者保障法におけるアクセシビリティの扱いを検討し、次に障害者権利委員会への報告と建設的対話の議論を整理し、最後に 2012 年のバリアフリー環境建設条例の内容を紹介したうえで、来年度の課題を論じる。

障害者のアクセシビリティを規定する「バリアフリー環境建設条例」は、障害者などの社会構成員が、主体的かつ安全に道路を通行し、建築物に出入りし、公共交通機関に乗り込み、情報を伝え合い、コミュニティ・サービスを獲得することを進めることを目的に掲げている。しかし、中国が障害の社会モデルへ転換していないことにより、若干の齟齬が見て取れ、目的とする障害者の主体的参加の面で疑問が残る。

キーワード：

中国 バリアフリー 無障碍 障害者保障法 バリアフリー環境建設条例

はじめに

障害者事業は、1988 年に制定された「中国障害者事業 5 年工作綱要（1988 年～1992 年）」から開始され、その後は国家全体の方針を定める国民経済社会発展計画綱要に合わせ

て 5 年ごとに国務院によって作成されている。1988 年の「綱要」では、障害者の權益を保障する法体系の確立が任務のひとつとされ、労働、教育、リハビリテーションについては個別の章が設けられた¹。しかし、当初、障害者のアクセシビリティに関しては、「その他」の章で、「徐々に障害者のために良い環境条件を作り上げていく」と言及されるにとどまっていた。当時、障害者は、医学モデルのもと、障害者事業の客体にとどまり、障害者が主体的に社会参加していくための前提となるアクセシビリティの保障に関しては、注意が払われていなかったことが示唆される。

1990 年 12 月 28 日に、障害者法制の中核となる「障害者保障法」が制定された²（表 1）。各省・自治区・直轄市などの地方政府は本法を施行するための実施規則を制定し、いくつかの分野では国務院の条例が整備されてきた。1994 年に「障害者教育条例」³が、2007 年に「障害者就業条例」⁴が制定されている。中国では、2006 年 12 月に国連で採択された障害者権利条約⁵の議論にあわせて障害者保障法の改正作業が進められ、同法は 2008 年 4 月 24 日に改正された⁶。障害者権利条約には、2008 年 8 月に批准し、履行の義務を負う締約国となった。アクセシビリティに関しては、その後、2012 年に「バリアフリー環境建設条例」⁷が制定された。

本章では、中国において、障害者権利条約が要求する、施設およびサービスへのアクセス、表現および意見の自由ならびに情報へのアクセスを保障するための法制度がどのように構築され、課題を抱えているのか明らかにすることを目的とする。以下、本章では中間報告として、まず障害者保障法におけるアクセシビリティの扱いを検討し、次に障害者権利委員会への報告と建設的対話の議論を整理し、最後に 2012 年のバリアフリー環境建設条例の内容を紹介したうえで、来年度の課題を論じる。

第 1 節 障害者保障法の改正

1991 年に施行された障害者保障法は、障害者権利条約の議論にあわせて改正作業が進められ、2008 年に改正された。従来、9 章 54 カ条あった条文は、2008 年の改正によって若干条文が増え、9 章 68 カ条となった。章構成は、総則、リハビリテーション、教育、労働就業、文化生活、社会保障、バリアフリー環境、法律責任および附則である。

従来、「環境」とのみ記された章のタイトルは、2008 年の改正で「バリアフリー環境」（無障碍環境）へと修正され⁸、より具体的な内容が盛り込まれた。ただし、アクセシビリティを権利として、打ち出していない。改正では、従来は努力義務にとどまっていた道

路・建築物のバリアフリー化について、「建築物・道路・交通施設等の新築・改築および増築は、国家の関連バリアフリー施設工程建設基準に符合しなければならない」と定められ、義務化された（第 53 条）。その当時、すでに関連部門や地方政府からは「都市道路・建築

物バリアフリー設計規範」⁹や「北京市バリアフリー施設建設・管理条例」¹⁰などの規範性

表1 アクセシビリティ関連の法規と政策

施行	名 称
1988 年	中国障害者事業5ヵ年工作綱要
1991 年	障害者保障法
	中国障害者事業第8次5ヵ年計画綱要
1996 年	高齢者權益保障法
	中国障害者事業第9次5ヵ年計画綱要
1998 年	都市バリアフリー施設建設の遂行に関する通知
	障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範の貫徹実施に関する若干の補充規定に関する通知
	民間航空旅客・荷物国際運輸規則
2001 年	中国障害者事業第10次5ヵ年計画綱要
	バリアフリー施設建設工作第10次5ヵ年計画実施方案
2004 年	道路交通安全法
2006 年	中国障害者事業第11次5ヵ年発展綱要
	バリアフリー建設第11次5ヵ年実施方案
2008 年	障害者事業発展促進に関する中共中央の意見
	政府情報公開条例
	障害者保障法（改正）
2009 年	障害者航空運輸弁法（試行）
	中国障害者事業第12次5ヵ年発展綱要
2012 年	バリアフリー環境建設条例
2015 年	村町のバリアフリー環境建設の強化に関する指導意見
2016 年	第13次5ヵ年障害者小康過程加速計画綱要
	ウェブページのバリアフリー・サービス能力向上に関する指導意見

（出所）全国人大内務司法委員会・中国残疾人聯合会（2012, 184-187）等に基づき、著者作成。

文書や規定が出されており（表2）、2008年の改正でそれらは法律による裏打ちを得たことになった（全国人大常委会法制工作委员会行政法室編著 2008, 149）。

また、従来、道路・建築物など物理的バリアーのみを対象としていた内容に加えて、2008年の改正では、情報・コミュニケーションのバリアフリーが盛り込まれた（第52条）。障害者権利条約が第9章「アクセシビリティ」で、情報およびコミュニケーションに言及していることが採り入れられ、内容もそれに倣っている。具体的には、各種国家試験の問題

用紙の点字化・電子化または職員による支援（第 54 条）、公共サービス機構および公共場

表 2 バリアフリー関連の規範と標準

実施	名 称
1989 年	障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範
1999 年	高齢者建築設計規範
2000 年	民間飛行場旅客ターミナル・バリアフリー施設設備配置標準
2001 年	都市道路・建築物バリアフリー設計規範
2003 年	高齢者居住建設設計標準 特殊教育学校バリアフリー設計規範
2005 年	鉄道旅客ステーション・バリアフリー設計規範
2008 年	情報バリアフリー，身体機能に差異がある人々のウェブサイト設計バリアフ リー技術要求
2009 年	民間飛行場旅客ターミナル・バリアフリー施設設備配置標準（修正）
2010 年	地方障害者総合サービス施設建設標準 バリアフリー施設施行検収・メンテナンス規範
2012 年	バリアフリー設計規範

（出所）全国人大内務司法委員会・中国残疾人聯合会（2012，187-189）等に基づき，著者作成。

所における音声・文字，手話，点字による情報コミュニケーション・サービスの提供（第 55 条），選挙時の障害者参加の配慮および点字投票の提供（第 56 条）などが新たに規定された。ただし，国家試験に関する規定以外は，「条件を作り出す」「条件が備わっている場合」などと記されており，努力義務にとどまっている。なお，各種国家試験の問題の点字化・電子化はパブリック・コメントによって追加された内容であり，視覚障害者が点字などによる受験ができないために，医療按摩の国家試験から排除されていた現状を反映して採り入れられた（小林 2010，70-71）。

権利救済の方法および本法に違反した場合の責任については，「法律責任」の章が定められている。しかし，2008 年の改正により，条文数が若干増え，詳細となったものの，違反に対する罰則などは直接規定していない。教育機構の障害学生の受け入れ拒否について，関連主管部門が是正を命じ，かつ法に基づいて直接責任を有する職員などを処分する（第 63 条）ことになっているのと同様，アクセシビリティに関連しても，バリアフリー施設工程建設基準に適合しない建築物・道路・交通施設の新築改築などについて，主管部門が法に基づき処理する（第 66 条）とのみ定められている。

全国人大内務司法委員会は，2012 年 8 月の第 11 期全国人大常務委員会第 28 回会議において，障害者保障法の執行状況などについての「立法後評価報告」を提出している（全

国人大内務司法委員会・中国残疾人聯合会 2012)。同報告は、アクセシビリティに関して、5つの課題が残っていると問題提起している（全国人大内務司法委員会・中国残疾人聯合会 2012, 192-194）。第一に、現行の法律と行政法規の一部規定の運用が難しいこと。第二に、執行部門と求められる職能が不明確であること。第三に、法律責任が不明瞭であること。例えば、ほとんどの規定が行政責任に関するものだけで、バリアフリー環境に違反または環境を破壊した、単位または個人に対して「主管部門が法に基づいて処理する」とのみ記記されており、具体的な規定はおかれていない。第四に、アクセシビリティに関する現行の法律法規と障害者保障法のリンクが欠けること。第五に、バリアフリーに対して、資金投入が遅いこと、である。

第2節 障害者権利委員会との建設的対話

中国は、障害者権利条約の制定に積極的に取り組み、障害者権利条約が署名のために開放された当日、2007年3月30日に署名を果たしている。その後、2008年6月26日に全国人民代表大会常務委員会に承認を得て、批准書が8月1日に寄託され、8月31日から障害者権利条約は同国に対して効力が発生することとなった。中国は、条約第35条に従い、初回報告を、2010年8月30日付けで提出している（CRPD/C/CHN/1）¹¹。中国政府の報告書は、障害者権利委員会が策定したガイドライン（CRPD/C/2/3）に沿って構成され、基本的に障害者権利条約の条文に対応した報告を行っている。

障害者権利条約第9条（施設及びサービス等の利用の容易さ；中国語：無障碍）に関しては、中国政府は、バリアフリーに関する法律や政策の体制を構築し、バリアフリーの技術的な標準・規範の整備に尽力してきたと主張し、「障害者保障法」、「北京市バリアフリー施設建設・管理条例」および「都市道路・建築物バリアフリー設計規範」などを制定してきたことに言及した（para.41, 42）。これらに従わず、バリアフリー標準に符合しない建築行為があった場合には、是正措置と懲罰をとることを予定しているとし、その例として、障害者保障法が、「関連部門が法に基いて処理する」と定めていることを挙げた（para.43）。実際のバリアフリーの状況については、中国の都市は、基本的にバリアフリー都市を構成するようになったとし、バリアフリーは、市中心部の幹線道路や主要建築物から、区や県などに広がっているとした。とくに、障害者の特殊教育学校、福祉企業、リハビリテーションセンターなどはすべて、バリアフリーの建設および改造を行っているとした。交通機関のバリアフリー化、テレビ局の手話・字幕、公共サービス業における音声・手話サービス、盲人およびろう者を対象としたショートメールや移動通信サービス、図書館サービスなどの例が提示されている（para.44）。

第21条（表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会；中国語：表達意見的自由和獲得信息機會）に関しては、中国政府は、障害者が、情報を得るために、手話、点字、その

他アクセス可能なコミュニケーション手段を使用することを支持・支援していると表明した。このなか、2008年施行の「中国政府情報公開条例」が、公民に、読むことに困難があったり、視聴覚に障害がある場合、行政機関は必要な援助を与えなければならないと規定していることにとくに言及している（para.81）。手話については、中国政府が発行した『中国手語』が、手話の統一と規範化を行っているとした。テレビ局の多くが手話ニュース番組を開始し、公共施設や公共交通機関は、障害者の情報バリアフリー・サービスに力を入れ、障害者総合サービス・プラットフォームの構築が進められている（para.82）。インターネットの情報バリアフリー建設も推進しており、国際標準に合わせて中国政府のウェブサイト「障害者サービス専用カラム」を作成し、各種標準を策定したとしている（para.83, 84）。

障害者権利委員会と中国の協議（建設的対話）に先だって、2012年4月16日～20日に開催された、障害者権利委員会の第7セッションにおいて、中国に対する30項目の事前質問事項（List of Issues）が採択された（CRPD/C/CHN/Q/1）。策定にあたっては、国際障害同盟（IDA）などの国内外の障害当事者団体からのシャドーレポートや提案が勘案されている。第9条に関しては、建築物や公共場所がアクセシブルな割合、農村地区のバリアフリー化の状況などが問われ（para.6）、これに対して、中国は、特殊学校、リハビリテーション施設などの概況を回答した¹²。

第21条に関しては、政府当局とのすべての司法手続きにおいて、ろう者は中国手話の使用を得ることができるか否か（para.20）、および、中国の初回報告で述べたアクセス可能なウェブサイトの各種標準は、いつから履行が義務となるのか、質問が提起された（para.21）。前者に対しては、「刑事訴訟法」と「治安管理処罰法」がろうの被疑者に対しては手話に精通した人が立ち会うと定めていること、また、ろう者が訴訟過程に参加する場合、裁判所、検察院、公安機関などの司法機関は主体的に手話サービスが必要か否か確認し、必要な場合は、手話通訳を提供すると回答した（issue 20）。後者に対しては、障害者保障法などの法規が標準の制定と普及を推進していることに言及し、公布されている情報バリアフリーのガイドラインとなっている各種業界標準が列挙された（issue 21）。

建設的対話を経て、障害者権利委員会から出された、中国に対する総括所見¹³では、第9条のアクセシビリティについては、次の評価と勧告が示されたものの、第21条の表現の自由・情報へのアクセスについては、何も言及がなされていない（CRPD/C/CHN/CO/1）。第9条（アクセシビリティ）に対しては、都市部での前進を評価する一方、農村部に関する情報不足ならびにアクセシビリティ措置の非遵守による影響やモニタリングと評価の効果に関する情報不足に留意するとした（para.17）。そして、これらの情報を次回報告することを要請した。また、農村部に75%の障害者が住んでいることを考慮し、都市部のみならず、農村部においてもアクセシビリティ保障を確保するようとくに促し、バリアフリー・インフラの整備は、障害者が頻繁に訪問する環境のみに限定しないよう要請した

(para.18)。

障害者権利委員会から総括所見が提出されたあと、中国政府はそれに対する意見を表明し (A/68/55 (Annex III)), いくつかの指摘に対して反論がなされている。しかし、アクセシビリティに関しては、反論はなく、むしろ、農村におけるインフラのバリアフリー化を強化することや、都市部の障害者が享受できている便宜と農村部との格差を縮めていくことなどは、中国の次期の障害者事業の目的と重なっているとした (para.3)。

第3節 バリアフリー環境建設条例

2012年8月1日施行のバリアフリー環境建設条例（無障碍環境建設条例）は、5章35カ条からなる¹⁴。それらは、「総則」、「バリアフリー施設建設」、「バリアフリー情報コミュニケーション」、「バリアフリー・コミュニティ・サービス」、「法律責任」および「附則」から構成される。

バリアフリー環境建設とは、障害者などの社会構成員が、主体的かつ安全に道路を通行し、建築物に出入りし、公共交通機関に乗り込み、情報を伝え合い、コミュニティ・サービスを獲得することを進めるのに役立つ建設をいう（第2条）。バリアフリー環境建設の開発計画の組み立てならびに実施の責任は、県レベル以上の人民政府が負い、その際は、障害者団体などの社会組織の意見を聴取すべきこととなっている（第4条）。

まず、バリアフリー施設の建設について、条例は、都市と農村に分けて、到達水準を定めている（第9条）。都市では、道路、公共建築物、公共交通施設、住宅建築物、居住区の新築、改築、拡張を行う場合は、バリアフリー施設プロジェクト建設基準に適合する必要があると定める。その一方で、農村においては、建設と開発は、バリアフリー施設プロジェクト建設基準に、漸次、到達しなければならないとされ、条件が緩和されている。

また、条例は、優先してバリアフリー施設の整備を行う機構と場所を設定している。それらは、(1) 特殊教育、リハビリテーション、社会福祉等の機構、(2) 国家機関の対外サービスの場所、(3) 文化、教育、医療衛生等の機関の公共サービスの場所、(4) 交通運輸、金融、郵政、商業、娯楽等の公共サービスの場所、である（第12条）。都市の大型・中型の公共サービスの場所および大型の居住区に関しては、バリアフリー施設プロジェクト建設基準に基づいて、バリアフリー駐車スペースを設置し、標識を明示しなければならないとした。このバリアフリー駐車スペースは、肢体障害者が、運転または乗車している自動車に限られる（第14条）¹⁵。

公共交通手段のバリアフリーについて、条例は、緩やかであり、民間航空機、旅客列車、旅客船舶、公共バス、都市軌道交通等の公共交通手段は、漸次、バリアフリー施設の要求に到達すべきであり、関連主管部門はバリアフリー施設技術基準を制定し、達成期限を確定すべきであるとのみ定めている（第15条）。

バリアフリー情報コミュニケーションについては、県レベル以上の人民政府が、それぞれの情報化計画のなかに組み込み、情報コミュニケーションのバリアフリーを推進する措置をとるべきと定める（第 18 条）。条例は、障害者権利条約第 9 条「施設及びサービス等の利用の容易さ」と第 21 条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」が規定する内容に合わせ、いくつかの措置を具体的に定めている。

例えば、政府および関連部門が、重要な政府情報および障害者に関連する情報を発布する際は、障害者に対して音声および文字で提示するなどの情報コミュニケーション・サービスを提供する条件を作り出すべきであること（第 19 条）。国が主催する入学試験、職業資格試験および任用試験では、視覚障害者のために、点字問題、電子問題の提供、あるいは職員による支援が与えられるべきであること（第 20 条）。公共図書館は条件を作り出し、視覚障害者閲覧室を開設し、点字の書籍、音声書籍を提供すべきであること（第 22 条）。公共サービス機構および公共場所は、条件を作り出し、障害者のために音声および文字による提示、手話、点字等の情報コミュニケーション・サービスを提供すべきであり、従業員に対してバリアフリー・サービス技能訓練を行うこと（第 24 条）などが求められている。

また、テレビ局は条件を作り出し、テレビ番組を放送する際に字幕を加え、毎週少なくとも 1 回、手話を付けたニュース番組を放送すべきであること（第 21 条）。公開発行される映画などの映像作品には字幕が付けられるべきこと（第 21 条）。聴覚障害者が集中して参加する公共活動においては、主催機関は字幕または手話サービスを提供すべきであること（第 25 条）。人民政府のウェブページ、政府公益活動ウェブページは、漸次、バリアフリー・ウェブページ設計基準を達成すべきであること（第 23 条）¹⁶。電気通信業の経営者は、電気通信サービスを提供する際、漸次、聴覚、言語障害者に対しては、文字情報サービスを提供し、視覚障害者に対しては、音声情報サービスを提供しなければならないこと（第 26 条）。インターネットなどの、電気通信終端設備の製造業者は、バリアフリー情報コミュニケーション・サービスが可能となる、技術、製品を提供すべきであること（第 26 条）などが求められている。

バリアフリー・コミュニティ・サービスについては、コミュニティの公共サービス施設は、漸次、バリアフリー・サービスの機能を完備していくべきであり、障害者などの社会構成員が、コミュニティ生活に参加できるための便宜を提供するものと規定した（第 27 条）。また、地方の各レベルの人民政府は、障害者などの社会構成員が、警察へ通報し、救助を呼び出しやすくするために、漸次、警察への通報、医療救急等の緊急呼び出しシステムを改善すべきこと（第 28 条）。さらに、選挙を執り行う部門は、障害者が選挙に参加するために便宜を提供すべきであり、視覚障害者には点字投票を提供すべきであることなどが記されている（第 30 条）。

これらに違反した場合については、基本的に、主管部門が是正を命じ、法律に基づいて

処罰されるとのみ規定されている（第5章「法律責任」）。草案の段階では、モニタリングや高額な罰金などがあり、障害当事者からは一定の評価を得ていた（一加一（北京）残障人文化発展中心 2012, 第 45 段落）。例えば、草案では、障害者連合会、高齢者協会等組織は、バリアフリー環境建設ボランティア監督員を招聘し、行政部門にバリアフリー環境建設の意見および提案を提出することができ、関連行政部門は対応を検討し、回答しなければならないとする条文案やバリアフリー施設プロジェクト建設基準に基づかないでバリアフリー施設を設計、建設した設計機関、建設機関に対しては、期限付きで是正を命じ、10 万元以下の罰金を科す、という条文案が提案されていた。しかし、これらはいずれも採択された条例からは削除されている。

なお、条例は、補助犬の利用について定めをおくが、若干異質である。条例は、視覚障害者は盲導犬を携えて公共場所に出入りする場合、国家の関連規定を遵守すべきであると定める（第 16 条）¹⁷。本条例の目的は、バリアフリー環境を作り出し、障害者などの社会構成員が社会生活に平等に参加することを保障することにある。主たる名宛人は人民政府や社会となっているなか、障害当事者を名宛人としてその行動を規定する本条文は（國務院法制辦公室ほか 2012, 32-33）、本来の目的とは乖離していると思われる。

また、第 16 条は、補助犬の利用とともに、同一条文のなかで、公共場所の従業員は、国家の関連規定に基づいて、バリアフリー・サービスを提供すべきであることを並置する形で、いわば放り込んでいる。内容的には、障害者権利条約第 9 条第 2 項が、公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人または動物による支援および仲介する者（案内者、朗読者および専門の手話通訳を含む）の提供を求めていることに対応するものである。補助犬の利用や公共における適切な支援は、障害者が主体的に社会参加していくための重要な前提である。しかし、第 16 条のこれらの内容と規定の仕方からは、本条例が、障害者を管理する対象、支援する客体と見ることに終始し、障害者の主体的な参加を、想定していないのではないかと疑問を生じさせる。

おわりに

本章は、中国において、障害者権利条約が要求する、施設およびサービスへのアクセス、表現および意見の自由ならびに情報へのアクセスを保障するための法制度がどのように構築され、課題を抱えているのか明らかにすることを目的とする。障害者権利条約の議論にあわせて改正された障害者保障法は、関連部門が出していた規範性文書に裏打ちを与え、従来は努力義務にとどまっていた道路・建築物のバリアフリー化を促すこととなった。また、道路・建築物など物理的バリアーに加え、情報・コミュニケーションのバリアフリーも範囲とされた。その後制定された「バリアフリー環境建設条例」も、障害者などの社会構成員が、主体的かつ安全に道路を通行し、建築物に出入りし、公共交通機関に乗り込

み、情報を伝え合い、コミュニティ・サービスを獲得することを進めることを目的に掲げており、一見すると障害者権利条約が求めるアクセシビリティに符合しているようにみえる。しかし、実際には、中国が障害の社会モデルへ転換していないことによる齟齬がみられる。すなわち、アクセシビリティ法制においても、障害者の主体的な参加は想定されておらず、障害者を管理する対象、支援する客体とみる構成になっていると思われる。最終報告では、施設、交通、サービス、情報などの分野に分け、アクセシビリティ法制の現状と課題についてさらに考察を深めたい。

〔注〕 _____

- ¹ 「中国残疾人事業五年工作綱要（1988～1992）」（1988年9月3日）。
- ² 中国障害者保障法の詳細については、小林（2010）参照。
- ³ 「残疾人教育条例」（1994年8月23日国务院公布・施行）。
- ⁴ 「残疾人就業条例」（2007年2月25日国务院公布，2007年5月1日施行）。
- ⁵ 2006年12月13日に国連総会で採択，2008年5月3日に発効。
- ⁶ 「中華人民共和國残疾人保障法」（2008年4月24日第11期全國人民代表大會常務委員會第2回會議修正，2008年7月1日施行）。
- ⁷ 「無障礙環境建設条例」（2012年6月28日国务院公布，2012年8月1日施行）。
- ⁸ 障害者権利条約の中国語版は、英語の *accessibility* にあたる用語を「無障礙」あるいは「無障礙環境」と表記する。
- ⁹ 「城市道路和建築物無障礙設計規範」（建標[2001]126号）2001年8月1日施行。
- ¹⁰ 「北京市無障礙設施建設和管理条例」2004年5月16日施行。
- ¹¹ 障害者権利条約の締約国は中華人民共和國であるものの、香港とマカオは特別行政区として大幅な自治を有していることから、政府報告も、中国（中央政府）、香港、マカオの3部構成となっている。本章は、このうち中国（中央政府）の議論を対象とする。
- ¹² 「中国對聯合國殘疾人權委員會審議問題單的答復材料（問題一至三十）」。
- ¹³ 初回報告の総括意見（CRPD/C/CHN/CO/1）2012年9月27日の翻訳は、長瀬修訳を参照（http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/CRPD-C-CHN-CO-1_jp.html，アクセス日：2016年8月31日）。
- ¹⁴ 草案では、5章43カ条であった。
- ¹⁵ 肢体障害者が運転または乗車する自動車以外の自動車がバリアフリー駐車場を占有し、肢体障害者の使用に影響を与えた場合、公安機關の交通管理部門は是正を命じ、法律に基づいて処罰を与える規定している（第32条）。
- ¹⁶ 障害者組織のウェブページについては、バリアフリー・ウェブページ設計基準を達成す

べであると定められている（第 23 条）。

¹⁷ 障害者保障法第 58 条の規定に則して制定されている。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

小林昌之編 2010. 『アジア諸国の障害者法－法的権利の確立と課題－』 日本貿易振興機構
アジア経済研究所。

〈中国語文献〉

国务院法制办公室・住房和城乡建设部・工业和信息化部・中国残疾人联合会編著 2012. 『無
障碍環境建設条例积義』 華夏出版社。

全国人大常委会法制工作委员会行政法室編著 2008. 『中華人民共和国残疾人保障法解説』
中国法制出版社。

全国人大内務司法委員会・中国残疾人联合会編著 2012. 『「中華人民共和国残疾人保障法」
立法後評価報告』 華夏出版社。

一加一（北京）残障人文化發展中心 2012. 「一加一報告：聯合國《残疾人權利公約》中国
實施狀況」 2012, at <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/Session7.aspx> (アクセス日：2013 年 10 月 1 日)。(邦訳：<http://www.arsvi.com/2010/1203opo.htm>)